

## 17. 自己資本の充実の状況

### ●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	27年度		28年度	
		経過措置による不 算入額		経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	8,350,480		8,497,059	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,429,205		1,471,245	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	6,954,997		7,057,997	
うち、外部流出予定額 (▲)	27,888		28,973	
うち、上記以外に該当するものの額	▲6,265		▲3,210	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	109,483		106,385	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	109,483		106,385	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	8,459,532		8,603,444	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	5,900	8,850	6,448	4,299
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	5,900	8,850	6,448	4,299
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—

項 目	27年度		28年度	
		経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの 額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5,900	—	6,448	—
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	8,453,631		8,596,996	
リスク・アセット等 (三)				
信用リスク・アセットの額の合計額	56,100,239		62,004,901	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲10,055,290		▲7,307,376	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライ ツに係るものを除く）	8,850		4,299	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	10,064,141		▲7,307,376	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの額	—		—	
うち、上記以外に該当するもの額	505,253		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,374,914		6,226,348	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	62,475,154		68,231,249	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.53%		12.59%	

（注1）「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しています。

（注2）当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

（注3）当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	27年度			28年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,137,576	—	—	8,219,657	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,007,385	—	—	7,547,353	—	—
地方公共団体金融機関向け	500,585	40,057	1,602	500,581	40,057	1,602
我が国の政府関係機関向け	1,304,337	80,237	3,209	1,103,743	60,175	2,407
地方三公社向け	601,028	60,021	2,400	400,475	40,010	1,600
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	112,681,514	22,536,302	901,452	121,854,687	24,370,937	974,837
法人等向け	3,797,056	2,925,811	117,032	4,086,937	2,712,503	108,500
中小企業等向け及び個人向け	1,243,981	651,492	26,059	1,147,992	598,286	23,931
抵当権付住宅ローン	11,699,168	4,051,924	162,076	11,387,483	3,947,178	157,887
不動産取得等事業向け	146,721	145,689	5,827	201,931	200,739	8,029
三月以上延滞等	722,427	907,000	36,280	188,094	105,581	4,223
信用保証協会等保証付	7,208,360	703,942	28,157	6,775,422	661,773	26,470
共済約款貸付	105,313	—	—	102,282	—	—
出資等	1,122,523	1,122,523	44,900	874,194	874,194	34,967
他の金融機関等の対象資本調達手段	9,180,310	22,950,776	918,031	10,083,040	25,207,600	1,008,304
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	430,489	1,076,224	43,048	417,268	1,043,171	41,726
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	3,197,344	1,955,805	78,232	3,431,093	2,798,179	111,927
証券化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	—	▲10,055,290	▲402,211	—	▲7,307,376	▲292,295
上記以外	7,884,583	6,940,915	277,636	7,623,795	6,646,217	265,848
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	176,970,708	56,093,435	2,243,737	185,946,034	61,999,232	2,479,969
CVAリスク相当額÷8%	—	5,909	236	—	5,429	217
中央清算機関関連エクスポージャー	44,741	894	35	11,985	239	9
信用リスク・アセットの額の合計額	177,015,449	56,100,239	2,244,009	185,958,020	62,004,901	2,480,196
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a×4%	A		b = a×4%
		6,374,914	254,996		6,226,348	249,053
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a×4%	A		b = a×4%
		62,475,154	2,499,006		68,231,249	2,729,249



●信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び3月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

	27年度					28年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3月以上延滞エクスポージャー	
国内	177,015,449	32,606,941	20,751,337	—	722,427	185,958,020	31,353,045	22,627,112	—	188,094	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別残高計	177,015,449	32,606,941	20,751,337	—	722,427	185,958,020	31,353,045	22,627,112	—	188,094	
法人	農業	348,659	328,240	—	—	31,948	329,560	305,307	—	—	38,392
	林業	4,142	4,142	—	—	4,142	5,094	5,094	—	—	4,022
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	330,890	1,141	—	—	774	342,073	533	100,140	—	723
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,036,843	66,897	701,170	—	1,105	922,964	61,509	601,118	—	985
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	200,682	—	200,682	—	—
	運輸・通信業	1,399,068	—	1,304,849	—	0	1,489,808	—	1,406,628	—	0
	金融・保険業	126,365,521	8,769,771	5,421,684	—	500,000	135,880,436	9,271,218	5,821,740	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	317,942	5,637	200,625	—	0	569,867	782	500,903	—	0
	日本国政府・地方公共団体	15,142,944	2,019,936	13,123,008	—	—	15,767,010	1,771,113	13,995,896	—	—
	上記以外	488,781	88,865	—	—	—	492,307	87,115	—	—	—
	個人	20,907,351	20,773,329	—	—	184,455	19,771,291	19,646,155	—	—	143,968
その他	10,673,301	548,977	—	—	—	10,186,922	204,214	—	—	—	
業種別残高計	177,015,449	32,606,941	20,751,337	—	722,427	185,958,020	31,353,045	22,627,112	—	188,094	
1年以下	109,642,873	1,168,306	1,304,088	—	—	116,072,848	1,621,425	1,105,053	—	—	
1年超3年以下	6,751,829	2,732,337	4,019,492	—	—	8,001,486	2,788,541	2,712,944	—	—	
3年超5年以下	5,837,222	3,130,011	2,707,210	—	—	5,222,924	2,915,233	2,307,691	—	—	
5年超7年以下	3,436,066	1,730,814	1,705,251	—	—	1,439,618	837,421	602,196	—	—	
7年超10年以下	2,556,838	1,955,674	601,164	—	—	3,304,228	1,597,601	1,706,626	—	—	
10年超	31,664,365	20,649,826	10,011,891	—	—	34,718,885	20,629,519	13,087,694	—	—	
期限の定めのないもの	17,126,253	1,239,970	402,238	—	—	17,198,028	963,302	1,104,904	—	—	
残存期間別残高計	177,015,449	32,606,941	20,751,337	—	—	185,958,020	31,353,045	22,627,112	—	—	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

(注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

(注4) 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(注5) 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	27年度						28年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出 金償 却	
	期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高		
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
国 内	99,400	101,689	104	99,296	101,689		101,689	95,232	16,168	85,520	95,232		
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—		
地域別計	99,400	101,689	104	99,296	101,689		101,689	95,232	16,168	85,520	95,232		
法 人	農業	9,579	5,741	—	9,579	5,741	—	5,741	10,767	—	5,741	10,767	—
	林業	3,147	4,142	—	3,147	4,142	—	4,142	4,022	—	4,142	4,022	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	839	774	—	839	774	—	774	723	—	774	723	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,225	1,105	—	1,225	1,105	—	1,105	985	—	1,105	985	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	127	—	—	127	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	上記以外	2,171	—	—	2,171	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	82,309	89,924	104	82,204	89,924	—	89,924	78,733	16,168	73,755	78,733	1,295
業種別計	99,400	101,689	104	99,296	101,689	—	101,689	95,232	16,168	85,520	95,232	1,295	

## (4) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		27年度			28年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	18,560,048	18,560,048	—	19,048,163	19,048,163
	リスク・ウエイト 2%	—	44,741	44,741	—	11,985	11,985
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	8,254,449	8,254,449	—	7,631,357	7,631,357
	リスク・ウエイト 20%	—	113,507,486	113,507,486	—	122,496,038	122,496,038
	リスク・ウエイト 35%	—	11,573,472	11,573,472	—	11,274,425	11,274,425
	リスク・ウエイト 50%	1,702,335	204,930	1,907,265	2,705,304	147,890	2,853,194
	リスク・ウエイト 75%	—	872,033	872,033	—	799,310	799,310
	リスク・ウエイト 100%	2,000,000	13,867,775	15,867,775	1,300,346	12,743,875	14,044,222
	リスク・ウエイト 150%	—	4,992,511	4,992,511	—	769,890	769,890
	リスク・ウエイト 200%	—	—	—	—	3,898,885	3,898,885
	リスク・ウエイト 250%	—	1,444,514	1,444,514	—	3,133,347	3,133,347
	その他	—	—	—	—	1,497	1,497
	リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—
計	3,702,335	173,321,964	177,024,299	4,005,651	181,956,668	185,962,319	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

(注3) 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。

(注4) 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。



## ●信用リスク削減手法に関する事項

### (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## (2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	27 年度			28 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジッ トデリバ ティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジッ トデリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	—	100,005	—	—	100,005	—
我が国の政府関係機関向け	—	501,966	—	—	501,986	—
地方三公社向け	—	300,921	—	—	200,422	—
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	7,523	—	—	8,692	—	—
中小企業等向け及び個人向け	116,135	—	—	95,594	—	—
抵当権付住宅ローン	—	35,160	—	—	33,626	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
3 月以上延滞等	—	—	—	5,000	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	137,361	—	—	150,290	—	—
合 計	261,021	938,053	—	259,577	836,040	—

(注 1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい  
い、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

(注 2) 「3 月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上延滞している債  
務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向  
け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

(注 3) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二  
以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引  
にかかるエクスポージャーのことです。

(注 4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政  
府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資  
産等）が含まれます。

(注 5) 「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避  
したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）  
との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクション  
の買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当組合では、債権を中心とした有価証券運用のリスク分散のため、余裕金運用規程に定める証券投資信託への運用(受益証券の取得)を実施しています。当該商品の運用対象として「派生商品取引」が内包されていますが、その運用状況について余裕金運用規程に基づき定期的に内容を検証し、ALM委員会等に報告を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当組合では、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(2) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	27年度	28年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(注) 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の1つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいい、「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。

27年度

(単位：千円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	3,740	9,667	—	—	—	9,667
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	588	23,323	—	—	—	23,323
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	677	11,034	—	—	—	11,034
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	5,006	44,025	—	—	—	44,025
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合計	5,006	44,025	—	—	—	44,025

28年度

(単位：千円)

	グロス 再構築 コスト の額	信用リス ク削減効 果勘案前 の与信相 当額	担 保			信用リス ク削減効 果勘案後 の与信相 当額
			現金・ 自組合 貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	4,006	10,662	—	—	—	10,662
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	6,136	—	—	—	6,136
(5)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	408	8,783	—	—	—	8,783
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	4,415	25,582	—	—	—	25,582
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットイング契約による 与信相当額削減効果（▲）		—				—
合 計	4,415	25,582	—	—	—	25,582

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ  
該当する取引はありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ  
該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## ●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及びポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	27年度		28年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	767,170	767,170	590,538	590,538
非上場	4,272,244	4,272,244	4,272,244	4,272,244
合計	5,039,414	5,039,414	4,862,782	4,862,782

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

### (3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

27年度			28年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
56,082	65,573	—	44,546	29,564	—

### (4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

27年度		28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
118,959	52,622	121,587	11,450

## ●金利リスクに関する事項

### (1) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値により金利リスク量として定期的に算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（▲）

算出した金利リスク量は定期的に経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

### (2) 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	27年度	28年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	▲955	▲1,326